

資料編

資料編

資料1 住宅・建築物耐震化実施計画	資1
1-1. 特定建築物の耐震診断・耐震改修の実施目標	資1
1-2. 住宅・建築物耐震改修等事業予定	資2
資料2 地震防災マップについて	資3
資料3 住宅の現状と推計	資8
3-1. 住宅・土地統計調査による住宅の現状	資8
3-2. 平成17年度末の住宅推計	資18
資料4 特定建築物の市町村別の現状	資21
4-1. 多数の者が利用する特定建築物	資21
4-2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	資22
4-3. 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物	資23
資料5 耐震診断・耐震改修に関するヒアリング調査及びアンケート調査	資28
5-1. ヒアリング調査票	資28
5-2. アンケート調査票	資29
資料6 島根県建築物耐震改修促進計画策定事業の概要	資33
6-1. 島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会等の開催概要	資33
6-2. 島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会設置要綱	資34
6-3. 島根県建築物耐震改修促進計画策定連絡会議設置要綱	資36
資料7 関係法令等	資38
7-1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	資38
7-2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	資41
7-3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）	資45
7-4. 都道府県耐震改修促進計画の作成の手引き	資51
7-5. 建築基準法（抜粋）	資56
7-6. 建築基準法施行令（抜粋）	資57

1-1. 特定建築物の耐震診断・耐震改修の実施目標

◆ 多数の者が利用する建築物

	特定建築物	現 状		平成18年度～平成21年度		平成22年度～平成24年度		平成25年度～平成27年度	
		耐震診断を行っていない建築物	耐震改修を行っていない建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物
多数の者が利用する建築物	3,130	1,078 66%	1,186 62%	93%	67%	99%	79%	100%	90%
災害時の拠点となる建築物	1,774	694 61%	790 55%	94%	63%	98%	78%	100%	94%
不特定多数の者が利用する建築物	353	150 58%	156 56%	86%	59%	100%	71%	100%	82%
特定多数の者が利用する建築物	1,003	234 77%	240 76%	93%	76%	99%	83%	100%	91%

◆ 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物

	特定建築物	現 状		平成18年度～平成21年度		平成22年度～平成24年度		平成25年度～平成27年度	
		耐震診断を行っていない建築物	耐震改修を行っていない建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物
危険物を貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	163	55 66%	55 66%	90%	70%	100%	80%	100%	90%

◆ 通行を確保すべき道路沿いの建築物

	特定建築物	現 状		平成18年度～平成21年度		平成22年度～平成24年度		平成25年度～平成27年度	
		耐震診断を行っていない建築物	耐震改修を行っていない建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物	耐震診断を行う建築物	耐震改修を行う建築物
通行を確保すべき道路沿いの建築物	573	573 0%	573 0%	54%	27%	100%	54%	100%	90%

1-2. 住宅・建築物耐震改修等事業予定

—— 県直接事業
 - - - 市町村事業支援

		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
に一 関 す る 住 宅 の 耐 震 化 の 支 援	イ 住宅の耐震診断			- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
	ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定										
	ニ 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業等			——	——	——	——	——	——	——	——
援二 に 関 す る 建 築 物 の 耐 震 化 の 支	イ 建築物の耐震診断		——	——	——	——	——	——	——	——	——
	ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定										
	ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業等			——	——	——	——	——	——	——	——
に建三 関 す る 緊 急 輸 送 道 沿 道 の 支 援	イ 建築物の耐震診断			- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
	ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定										
	ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業等			——	——	——	——	——	——	——	——
関は耐四 す建震 る替改住 事え修宅 に又の				- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -
る建耐五 事替震 業え改建 に修築 関又物 すはの				——	——	——	——	——	——	——	——
関等路六 すの沿 る耐道緊 事震急 業改建輸 修築送 に物道				- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -

平成19年度事業費 建築・住宅コンクール:1百万円、技術者養成:1百万円
 地域学習会:3百万円、パンフレット作成等:2百万円

地震防災マップについて

1 はじめに（危険度マップの留意点）

1-1 地震防災マップの意味

地震防災マップの危険度マップが意味するところは、あくまで地域で捉えた危険度を示したものであり、個々人の建築物の耐震性の差異が直接反映されないため、

危険度マップで安全 = 個々人の建築物単位で安全とはならない

ことに注意が必要である。

以下、地震防災マップの意味について詳述する。

1-2 前提条件

(1) ゆれやすさマップ（地震防災マップ）

地震防災マップは、ゆれやすさマップと危険度マップを併せてみるのが有効である。ゆれやすさはその地域の地盤の軟弱により差が生じる。計測震度が大きいほど軟弱で揺れやすい地盤の地域であることを表す。

(2) 建築物の耐震性

建築物の耐震性は建築物の老朽度で概ね判断できる。つまり、新耐震以前のS55年以前の建築物については古い建築物ほど全壊の可能性が高い

1-3 危険度マップ（地震防災マップ）

危険度マップは前提条件の(1) ゆれやすさと(2) 建築物の耐震性を重ねたものである。すなわち、

- 地盤のゆれやすく震度が高いところほど全壊となる確率が高い
- 建築物が古いほど耐震性が低く全壊となる確率が高い

という両者を重ね合わせた結果である。

従って、当該地域で古い建築物が多いほど地域でみて全壊率が高くなる＝地域という広がりで見ると危険度が高いということを意味している。

以上のことから、個別の建築物については地域全体としては危険であっても耐震性の優れた建築物については全壊となる確率は低い。危険度マップは個別の建築物の安全性を示すものではない。逆に、地域全体としては比較的安全に見えても個別の建築物の耐震性が低い場合は全壊の可能性が高い。

このように、各市町村が防災マップを公表するに当たっては、上記を踏まえ、作成の目的、利用方法、作成過程の説明や結果の解説等を記載し、住民に誤解を与えないように十分留意する必要がある。

1-4 地震防災マップ（松江市中心部のケーススタディー：一定の条件の下、県で作成）

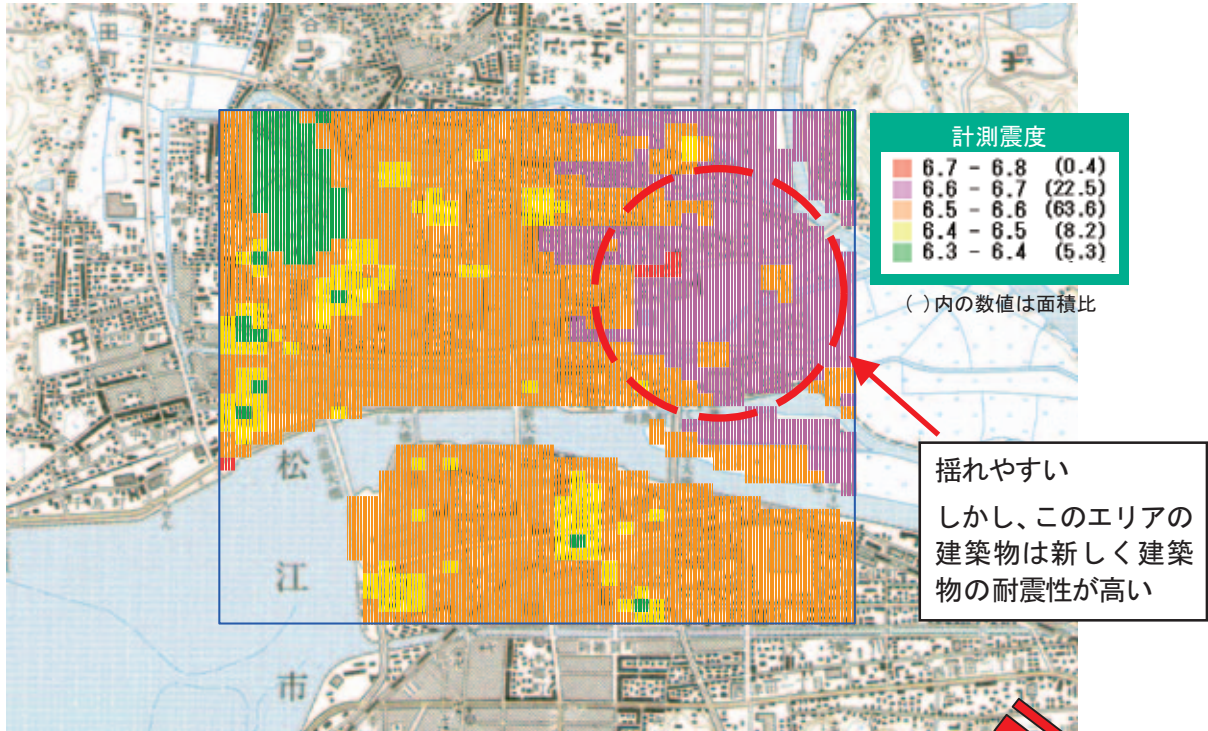


図1 ゆれやすさマップ（全国どこでも起こりうる直下の地震）

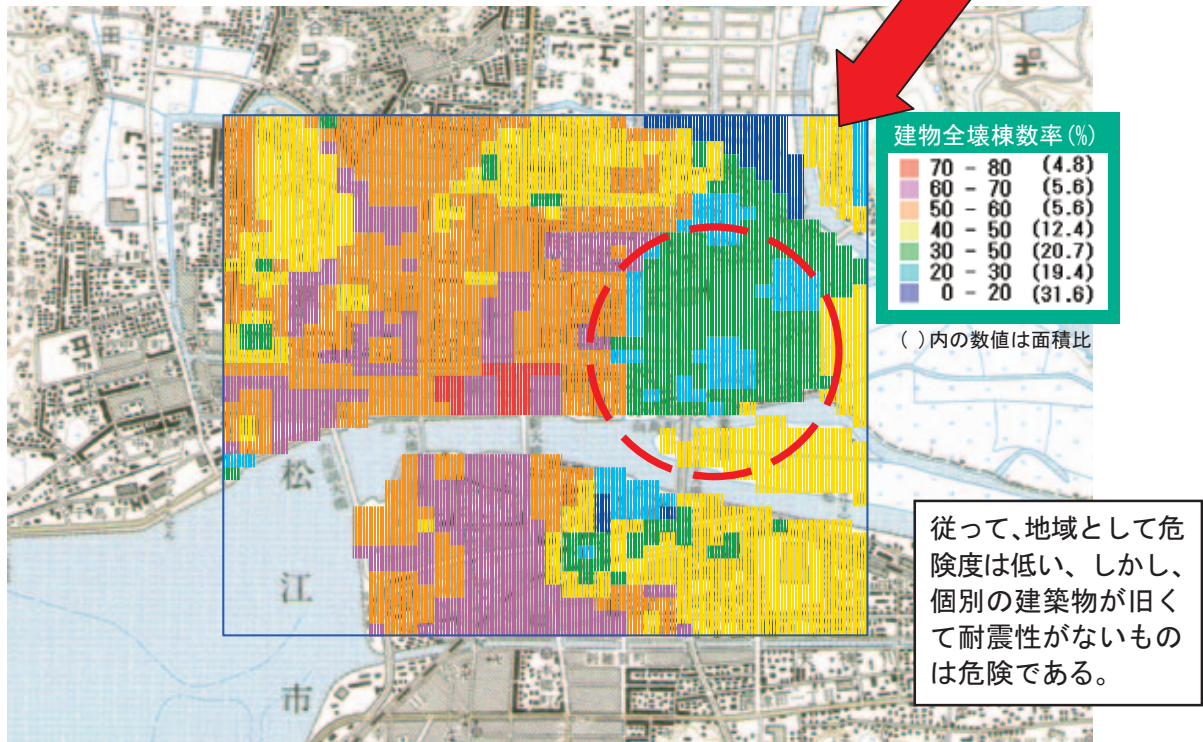


図2 危険度マップ（全国どこでも起こりうる直下の地震）

2 目的

住宅の倒壊等を原因とする窒息・圧死、住宅・家財等財産の多大な損害から人命および個人財産を保護するためには、その地域において発生の恐れがある想定地震における建物被害等の可能性を住民に伝え、防災意識の向上や人命や個人財産を守る住宅等の耐震化を促していくことが必要である。そのためには、住民にとってなじみのある情報であって、理解しやすいものであり、また、その情報が身近に感じられるものを、防災マップとして提供することが求められる。

一般的に、どこかの地域で地震が発生した際に住民に知らされる情報は震度であり、これにより地震の大小を判断することが住民の間では通常行われる。また、危険を身近に感じるためには、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることが必要であることから、個々の居住地が認識可能な縮尺のマップであることが必要と考えられる。

このような防災マップは、建築物の地震に対する安全性の工場に関する啓発及び知識の普及を目的として市町村計画の中で作成すべきものであるが、県計画においては、来年度以降の市町村計画の指針となるように、松江市の一部をモデルとして作成する。

3 ゆれやすさマップ

3-1 概要

ゆれやすさマップとは、地域のゆれやすさを地盤のかたさと、そこで受ける地震の強さの両面から評価し、ゆれの強さで表したマップのことである。

この地震によるゆれの強さは、主として、「地震の規模」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つの要件により異なる。地震の規模（通常マグニチュード（M）で表される）が大きいほどゆれの大きさは大きくなるが、震源からの距離が離れればゆれの大きさは小さくなる。しかし、同じ地域においても表層地盤によりゆれの強さは大きく異なり、表層地盤が柔らかな場所では、表層地盤が硬い場所に比べゆれは大きく、震源からの距離が離れていても表層地盤が柔らかい場合にはゆれの大きさは大きくなる。

3-2 作成方法

ゆれやすさマップ作成フローを図3に示す。

地震動の推定は、震源から離れたある場所までの地震動を推定（地震波形の推定）し、次いで、その場所の表層地盤の影響（表層地盤の増幅の推定）を加える2段階で行われる。

地震波形の推定方式としては「震源からの距離に応じて地震のゆれの強さを推定する経験的手法」、「震源モデルをもとに地震波形を計算する手法」、「地震波形を計算する手法に長周期地震動を推定する手法を加える手法（ハイブリッド手法）」がある。また、表層地盤の増幅の推定方式としては「表層地盤の柔らかさに応じて地震動がどの程度増幅するかを推定する経験的手法」、「表層地盤構造を設定して地震波形を計算する手法」がある。

建築物耐震改修促進計画においては、ゆれやすさの程度の違いを把握し、住民の方々に理解してもらうことによって、予防対策として耐震化を推進することが重要である。このため、比較的簡便にゆれやすさの程度の違いを把握できる方法の採用が目的に合致する。このような方法として、地震波形および表層地盤の増幅の推定に経験的手法を採用することとした。

震源は、島根県地震被害想定調査業務（平成9年3月）の成果から、松江市に最も大きな地震

動を発生させることが推定されている「松江南方地震」と、技術指針で示されている「全国どこでも起こりうる直下の地震」の2つを設定した。また、メッシュの大きさは50mとし、松江市街地を中心として東西2km×南北2kmの範囲でシミュレーションを行った。シミュレーションの結果は、地理情報システム（GIS）上で数値地図25000（地図画像）と重ね合わせ、ゆれやすさマップとして表示する。

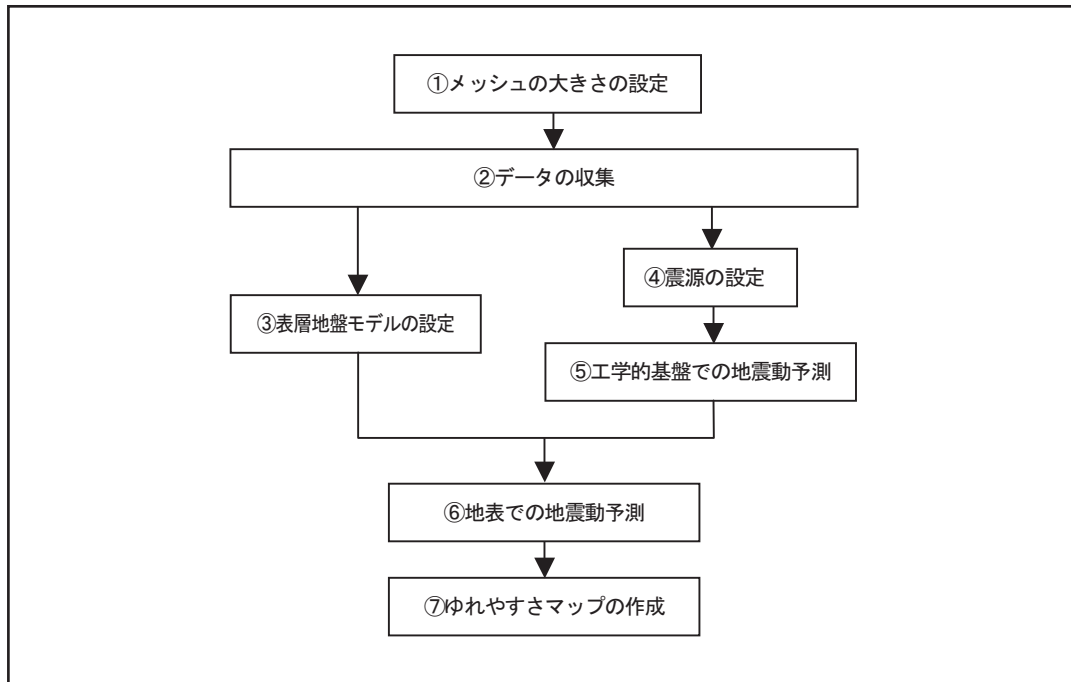


図3 ゆれやすさマップの作成フロー

4 危険度マップの作成

4-1 概要

被害に関するマップとして、地震によって引き起こされる建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊被害等の様々なタイプのものが考えられるが、住宅等の耐震化促進のために提供する資料として、火災被害、人的被害等の直接的な原因のうちの主要因である建物被害に着目して示したマップである。

危険度マップは、ゆれやすさマップに地域の社会的なデータを併せて、地域において引き起こされる被害に関する検討を行うために作成されたものである。危険度マップを、被害に関するマップとして住民に示すことは、地震による危険をさらに身近に感じてもらい、防災意識の向上に資するものになると考えられる。

4-2 作成方法

危険度マップの作成フローを図4-1に示す。

危険度マップの作成にあたっては、固定資産台帳に基づいて、町丁目別に構造別・建築年次別で建物棟数データを集計した。構造の区分は木造、非木造の2区分とし、建築年次の区分は構造に関する規定に変更があった、木造建物が昭和34年以前、昭和35～昭和55年、昭和56年以降の3区分とし、非木造建物が昭和45年以前、昭和46～昭和55年、昭和56年以降の3区分とした、合計6

区分としている。以上の6区分で集計した建物棟数データから、町丁目内の建物棟数総数を100%とした町丁目別の構造別・建築年次別の建物棟数比率を作成し、シミュレーションを行うために設定した50mメッシュへ割り当てた。

また、震度から決定される構造別・建築年次別の全壊率（地方公共団体が建物の罹災証明を発行する際の判別定義）を50mメッシュへ割り当て、構造別・建築年次別に掛け合わせ、集計することによってメッシュ毎に建物全壊棟数率を推定した。

シミュレーションの結果は、地理情報システム（GIS）上で数値地図25000（地図画像）と重ね合わせ、危険度マップとして表示する。

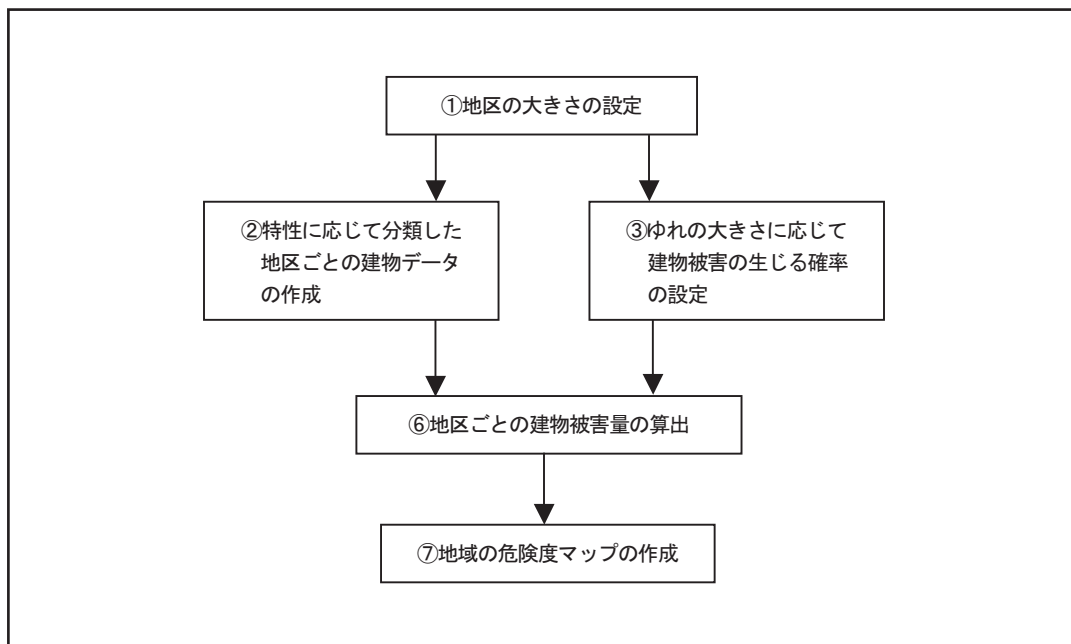


図4 危険度マップ作成フロー

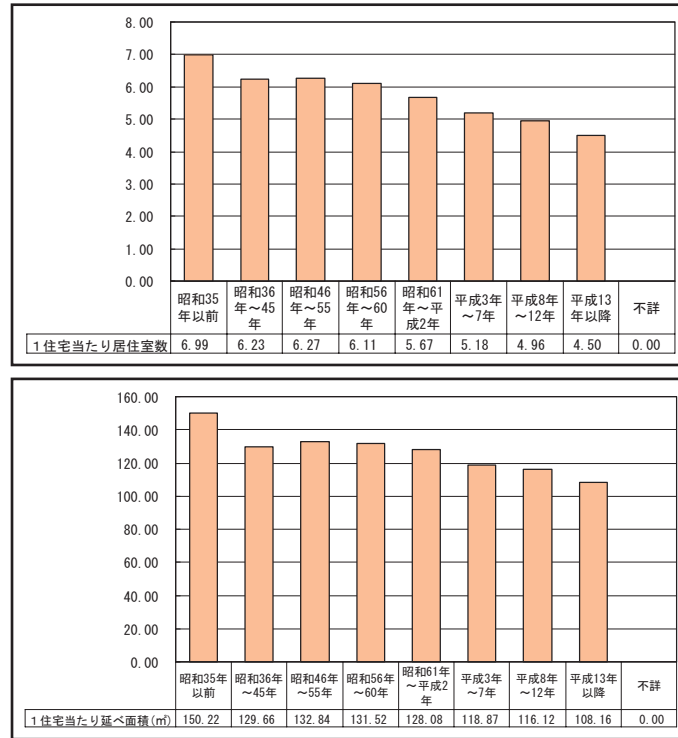
具体的な方法は、平成17年3月に内閣府から提示された「地震防災マップ作成技術図」に従う。

3-1. 住宅・土地統計調査による住宅の現状

A. 報告書掲載表の関連分析資料の詳細数値

(1) 「建築の時期」別1住宅当たり居住室数，1住宅当たり延べ面積

- 1住宅当たり居住室数及び延べ面積は、徐々に減ってきている。

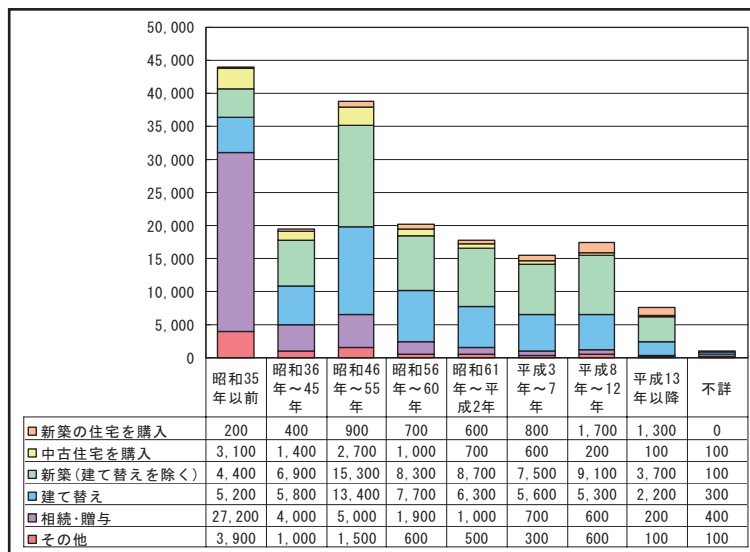


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-1 「建築の時期」別1住宅当たり居住室数，1住宅当たり延べ面積

(2) 「購入・新築・建て替え等」「建築の時期」別持ち家数

- 「購入・新築・建て替え等」は、「昭和35年以前」では相続・贈与が大半を占めているが、「昭和36年～45年」以降では「新築（建て替えを除く）」「建て替え」が大半を占めている。

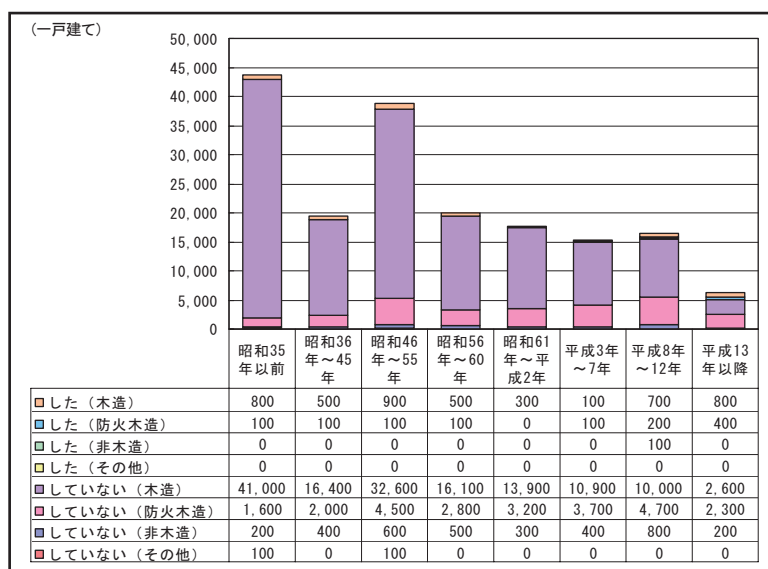
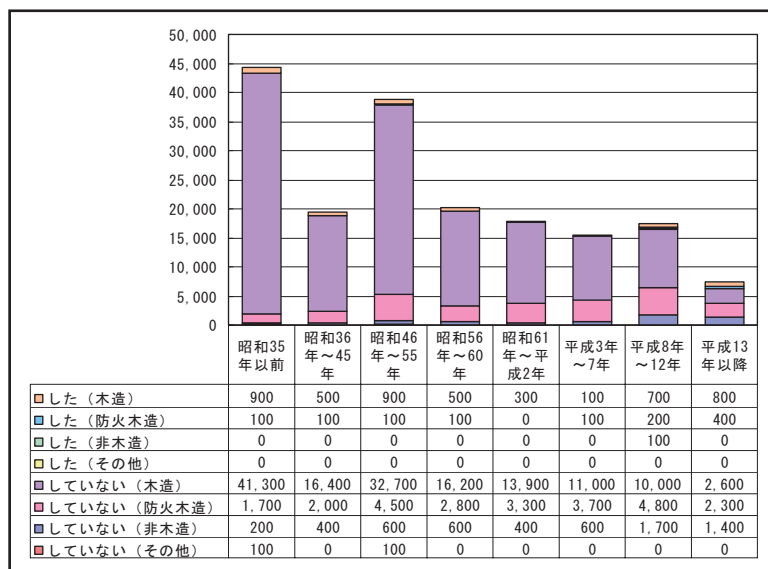


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-2 「購入・新築・建て替え等」「建築の時期」別持ち家数

(3) 「建築の構造」「建て方」「住宅の耐震工事状況」「建築の時期」別持ち家数

- 各「建築の時期」ともほとんど耐震工事が実施されていないが、実施された「建築の構造」を見てみるとほとんど「木造」「防火木造」で占めている。
- 新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅でも、同様の傾向となっている。
- また、「一戸建」についても同様の傾向となっている。

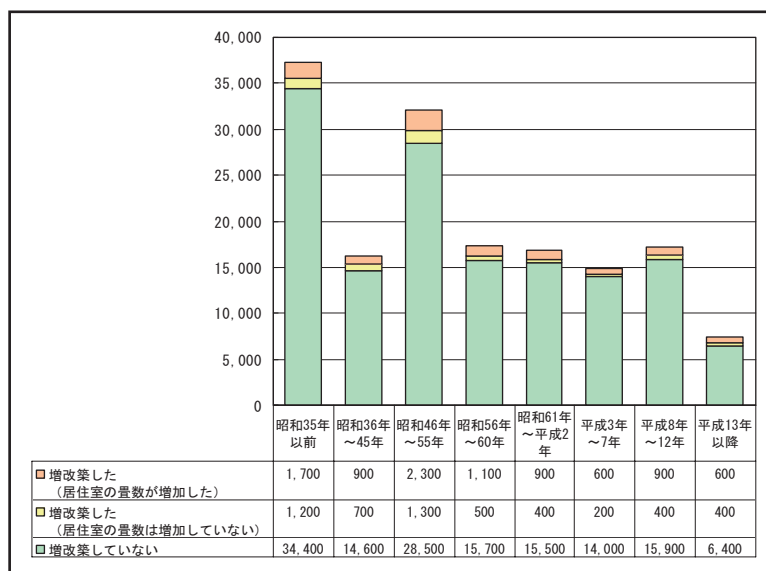


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-3 「建築の構造」「建築の時期」「建て方」「住宅の耐震工事状況」別持ち家数

(4) 「平成11年以降の増改築の有無」「建築の時期」別持ち家数

- 各「建築の時期」とも「増改築していない」が約9割となっている。
- 増改築の際は、居住室の畳数が増加する程度の規模で実施されているものが多い。

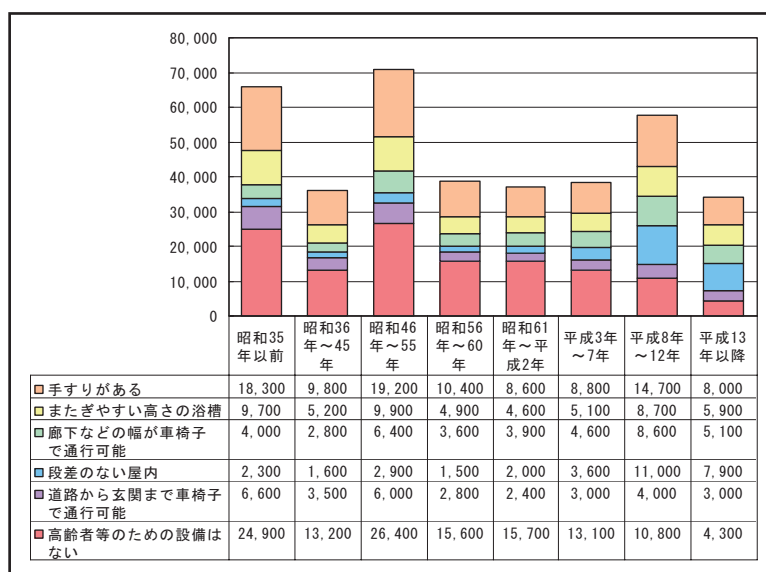


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-4 「平成11年以降の増改築の有無」「建築の時期」別持ち家数

(5) 「高齢者等のための設備状況」「建築の時期」別住宅数

- 「高齢者等のための施設はない」は、経年的に少なくなってきており、「平成13年以降」では約9割の住宅が何らかの高齢者等のための設備を設けている。
- 新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅は、約5割が何らかの高齢者等のための設備を設けている。

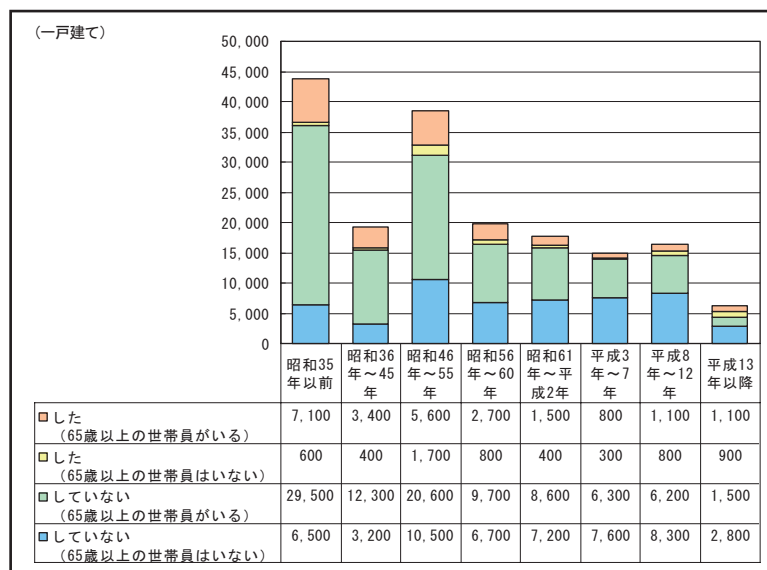
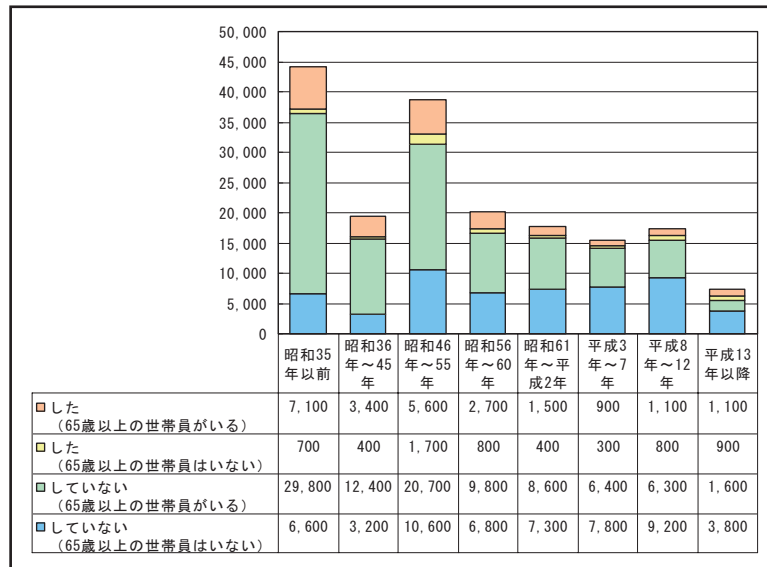


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-5 「高齢者等のための設備状況」「建築の時期」別住宅数

(6) 「65歳以上の世帯員の有無」「高齢者等のための設備工事の有無」「建築の時期」別持ち家数

- 各「建築の時期」とも「65歳以上の世帯員の有無」に関わらず、「していない」がほとんどとなっている。
- 新耐震基準施行前の昭和55年以前の「65歳以上の世帯員がいる」住宅では、「高齢者等のための設備工事をした」が約20%を占めている。

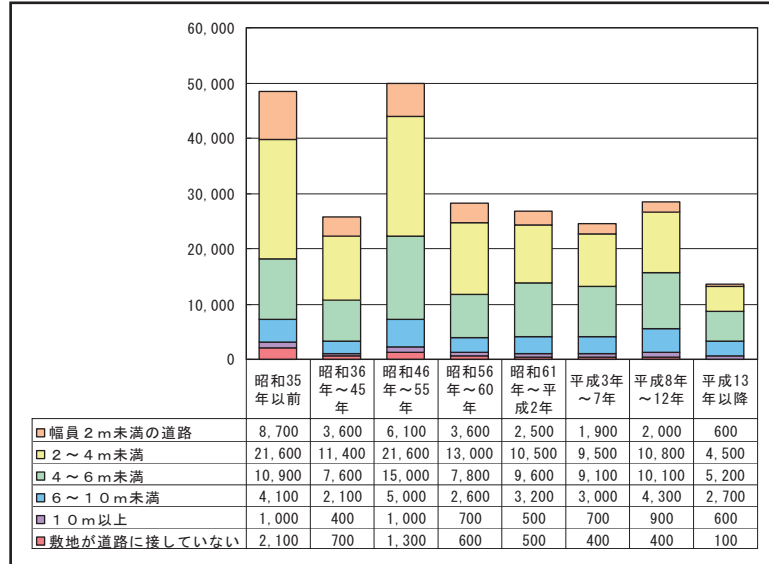


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-6 「65歳以上の世帯員の有無」「高齢者等のための設備工事の有無」「建築の時期」別持ち家数

(7) 「敷地に接している道路の幅員」「建築の時期」別住宅数

- 「敷地に接している道路の幅員」が4 m未満の住宅は減ってきている。
- 新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅では、「敷地に接している道路の幅員」が4 m未満の住宅が約60%となっている。



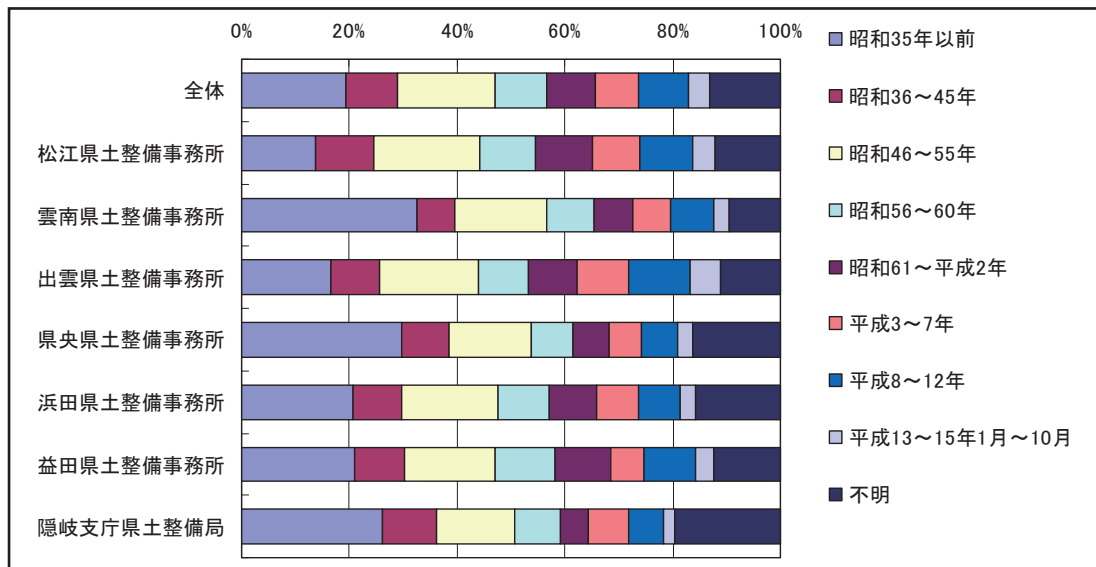
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-7 「敷地に接している道路の幅員」「建築の時期」別住宅数

B. その他の分析資料

(8) 地域別の住宅建築時期

- 島根県全体では、新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅が、全体の46.9%を占めている。
- 昭和55年以前の住宅割合が最も高い地域は、雲南県土整備事務所の56.5%であり、次いで県央県土整備事務所：53.7%、隠岐支庁県土整備局：50.7%となっている。
- 昭和55年以前の住宅割合が最も高い地域は、特に昭和35年以前の住宅割合が高いことが影響しており、昭和36年以降の住宅割合は他地域とほぼ同程度の傾向である。

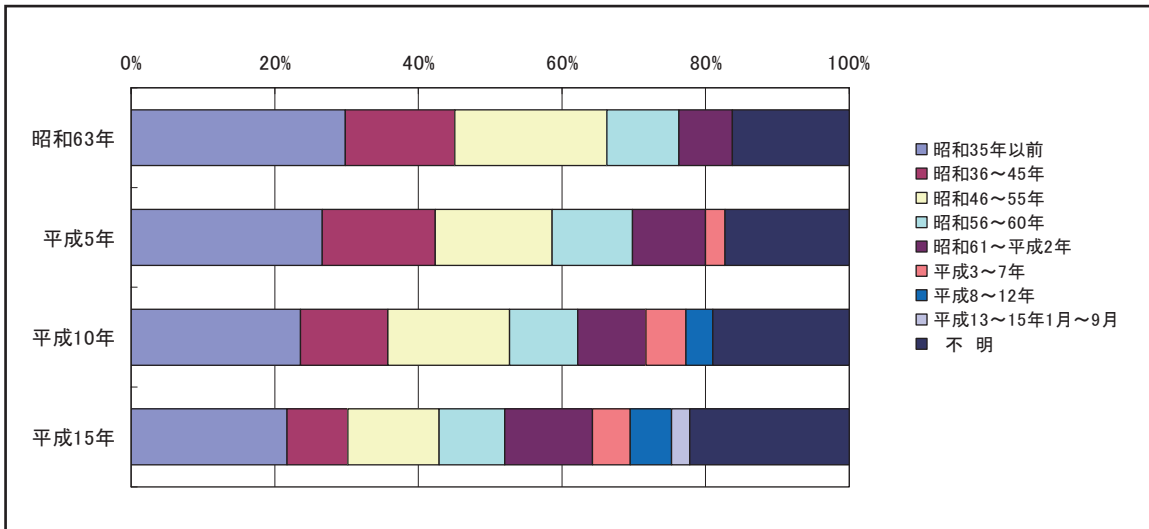


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-8 地域別の住宅建築時期

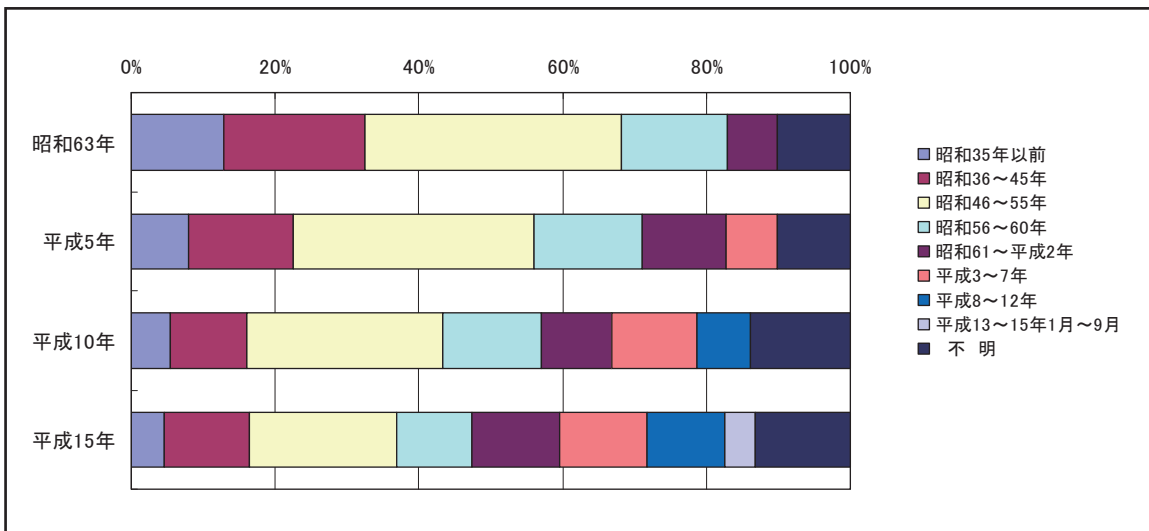
(9) 用途別の住宅建築時期

- 商業系地域と住宅系地域の住宅建築時期を比較すると、新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅割合は、住宅系地域（平成15年：37.0%）よりも商業系地域（同：42.9%）の方が高い。
- 特に、昭和35年以前の住宅割合は、住居系地域（平成15年：4.6%）よりも商業系地域（同：21.6%）が顕著に高いことから、地域の耐震性は商業系地域の方が低いことが推察される。



出典：平成15年住宅・土地統計調査

図 3 - 9 - 1 商業系地域の住宅建築時期の経年変化

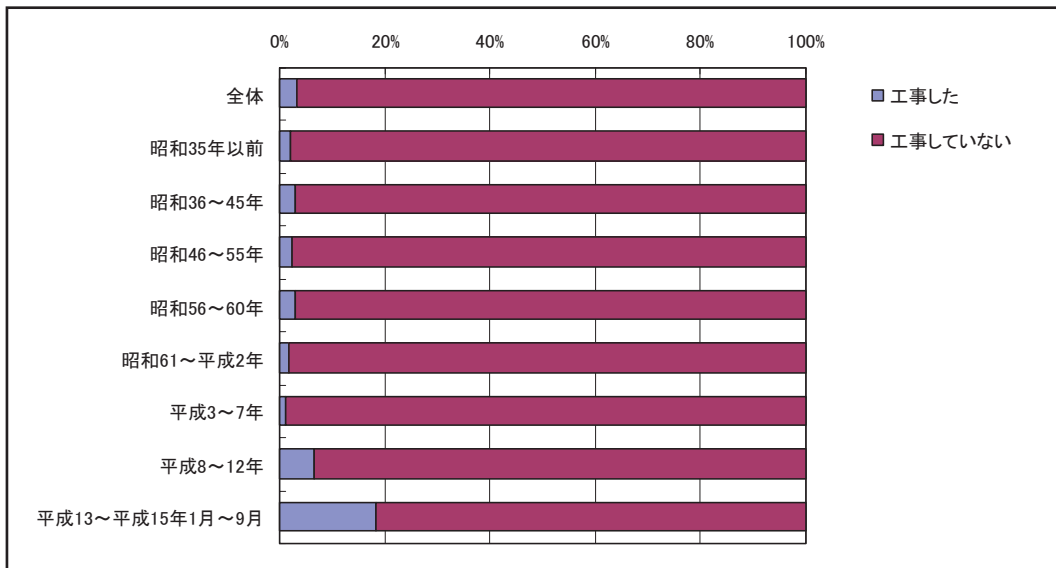


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図 3 - 9 - 2 住宅系地域の住宅建築時期の経年変化

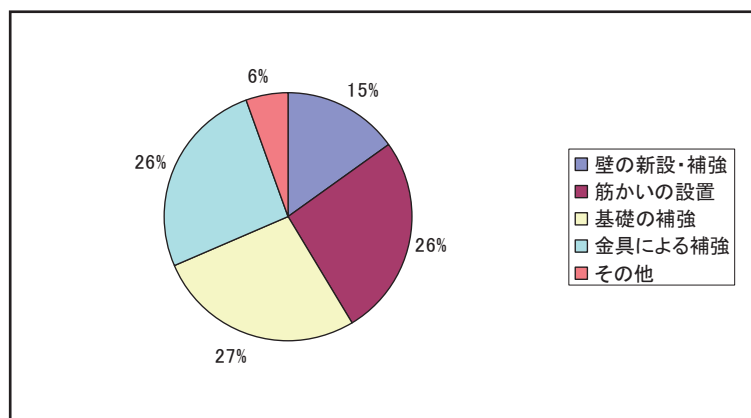
(10) 耐震工事の実施状況

- 島根県全体の耐震工事の実施状況は、住宅全体の3.3%が耐震工事を実施している一方、残り96.7%が耐震工事を実施していない状況となっている。
- 住宅建築時期別の耐震工事の実施状況を見ると、平成7年までは耐震工事実施が全体の1.3～3.3%で推移していたが、平成8年以降は耐震工事を実施した割合が増加している。これは、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災をきっかけに、耐震化を行う住宅が増えたことが考えられる。
- 建築年次が平成13～平成15年1月～9月の耐震工事内容の内訳を見ると、「筋かいの設置」「基礎の補強」「金具による補強」がほぼ同じような割合で行われている。
- また、年齢別では「55～59歳」が23.1%で最も多く、「60～64歳」「50～54歳」となっている。家族構成では「その他の親族世帯」が約半数を占めている。
- 地域別の耐震工事の実施状況は、若干のばらつきはあるもの住宅全体の1.5～4.3%となっており、特に大きな傾向はみられない。



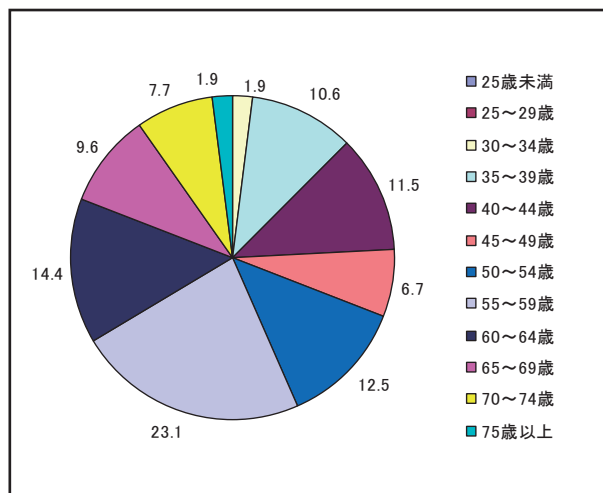
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-10-1 住宅建築時期別の耐震工事実施状況



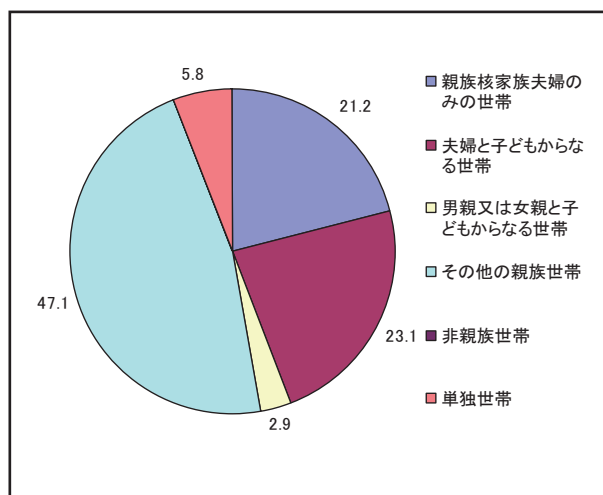
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-10-2 耐震工事内容の内訳（建築年次：平成13～平成15年1月～9月）



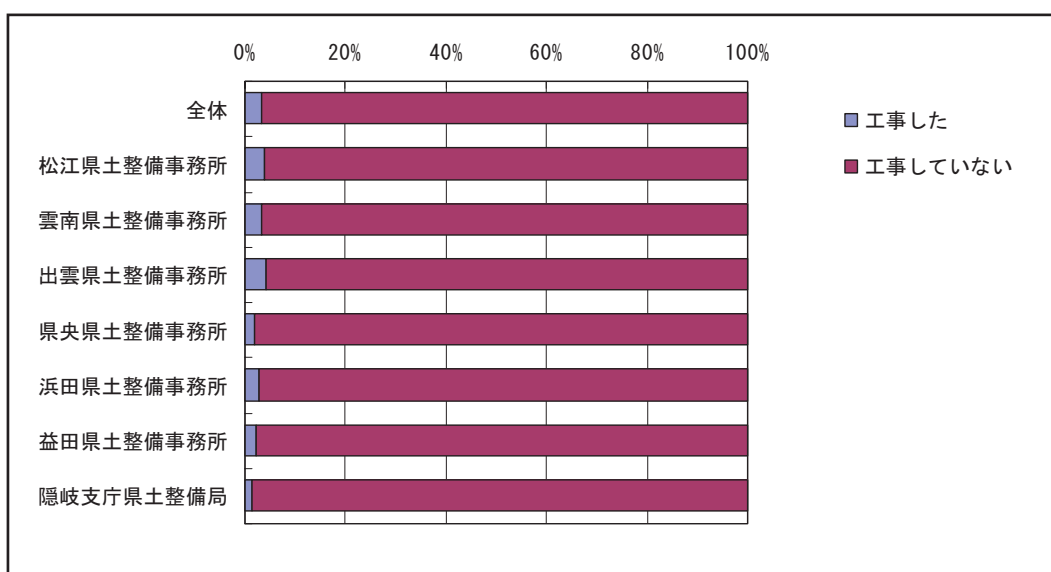
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-10-3 耐震工事实施の年齢別状況（建築年次：平成13～平成15年1月～9月）



出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-10-4 耐震工事实施の家族構成別状況（建築年次：平成13～平成15年1月～9月）

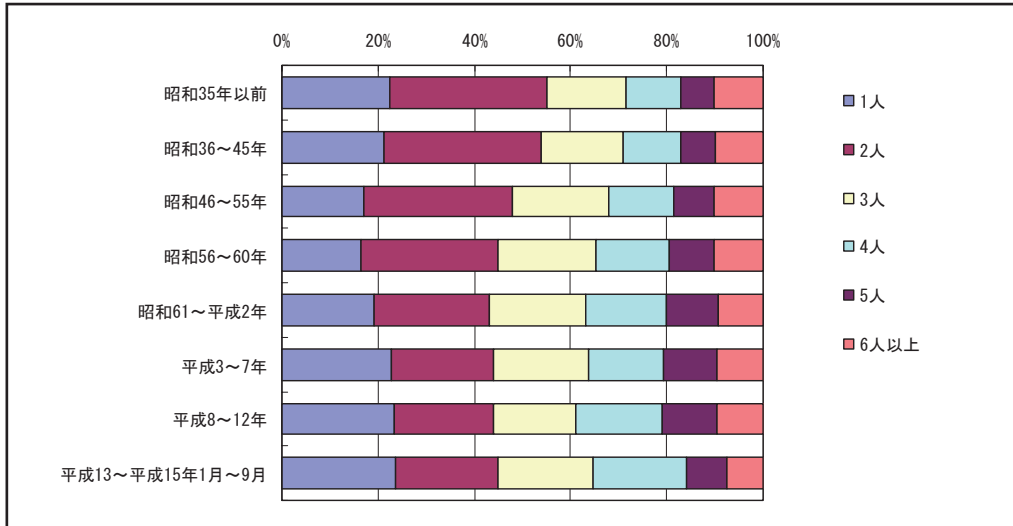


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-10-5 地域別の耐震工事实施状況

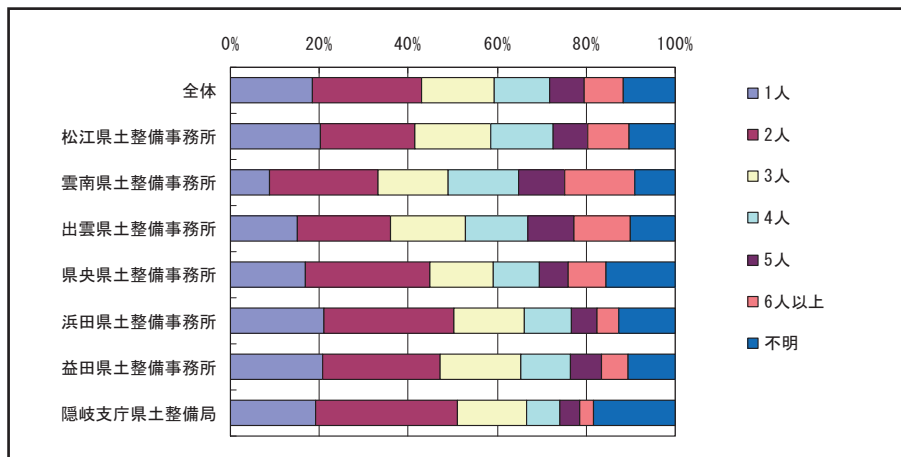
(11) 住宅建築時期・地域別・耐震工事実施別の世帯人員

- 住宅建築時期別の世帯人員をみると、基本的には住宅建築時期が古いほど世帯人員が少ない傾向となっているが、近年はその傾向が横ばい（あるいは微増）となっている。これは、核家族化による世帯人員の減少と集合住宅化が背景にあるものと考えられる。
- 地域別の世帯人員をみると、世帯人員が少ない（1～2人）住宅割合は、隠岐支庁県土整備局（51.0%）が最も高く、次いで、浜田県土整備事務所（50.2%）、益田県土整備事務所（47.2%）となっている。
- 耐震工事実施別の世帯人員については、大きな傾向はみられない。



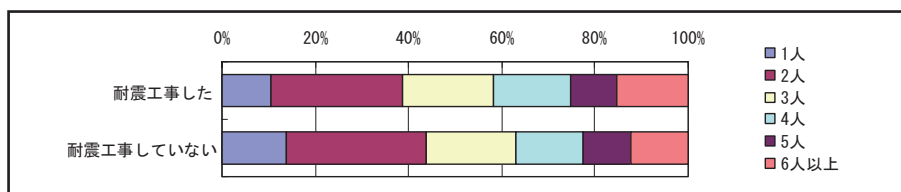
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-11-1 住宅建築時期別の世帯人員



出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-11-2 地域別の世帯人員

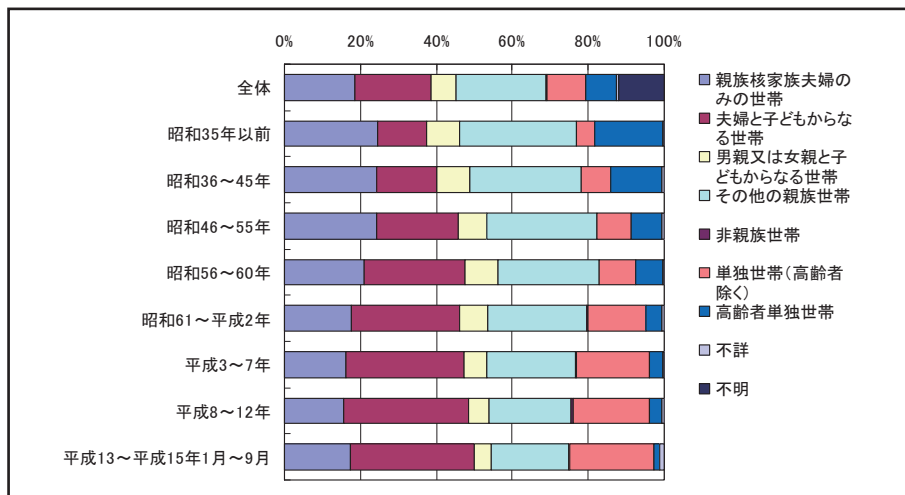


出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-11-3 耐震工事実施別の世帯人員

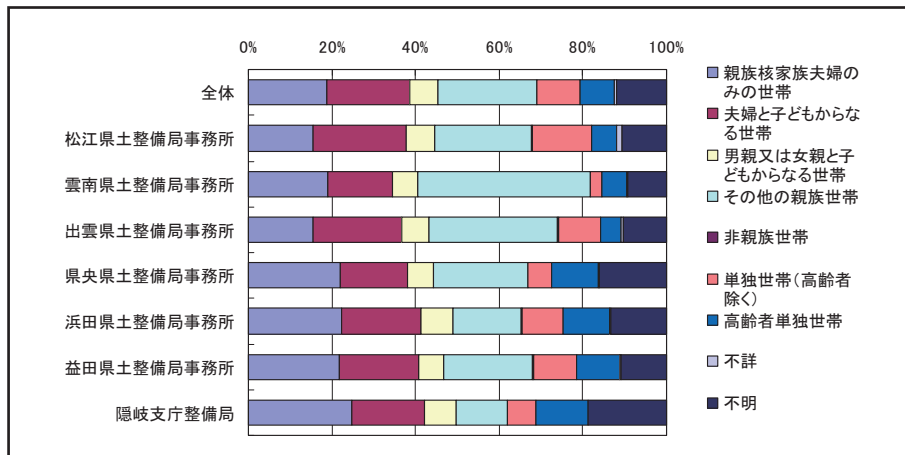
(12) 住宅建築時期・地域別・耐震工事实施別の世帯構成

- 住宅建築時期別の世帯構成をみると、基本的には住宅建築時期が古いほど「親族核家族夫婦のみ世帯」「その他の親族世帯」「高齢者単独世帯」の割合が高くなり、住宅建築時期が新しいほど「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が高くなる傾向である。
- 地域別の世帯構成をみると、雲南県土整備事務所で「単独世帯（高齢者除く）」が他地域と比べて少ないものの、その他の構成については、大きな傾向はみられない。
- 耐震工事实施別の世帯構成をみると、「高齢者単独世帯」の「耐震工事した」が「耐震工事していない」に比べ少ない。



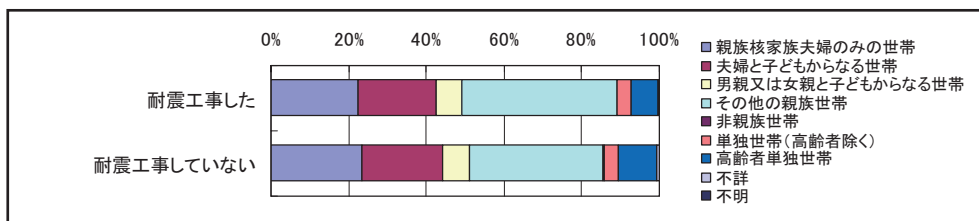
出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-12-1 住宅建築時期別の世帯構成



出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-12-2 地域別の世帯構成



出典：平成15年住宅・土地統計調査

図3-12-3 耐震工事实施別の世帯構成

3-2. 平成17年度末の住宅推計

平成17年度末の住宅数（居住世帯あり）の推計にあたっては、昭和63年から平成15年までの住宅・土地統計調査結果から、平成15年以前の既存住宅数の減少傾向をトレンド推計し、それに平成14年から5年間の平均新設住宅戸数（推計値含む）を基に、今後10年間の新設住宅戸数を想定した値を加えて算出した。

表1 住宅戸数の推計

		昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成17年 (推計)	備考
居住世帯有り	昭和35年以前	73,000	65,200	58,200	48,200	45,700	図2参照
	昭和36年～45年	35,600	34,000	31,000	25,700	25,400	図3参照
	昭和46年～55年	68,900	64,500	60,500	50,100	49,500	図4参照
	昭和56年～ 平成15年	46,400	65,200	97,000	122,000	122,000	
	平成16年以降	—	—	—	—	8,100	
	計	223,900	228,900	246,700	246,000	250,700	
居住世帯なし		20,800	24,500	29,900	34,000	35,900	
合計		244,700	253,400	276,600	280,000	286,600	

表2 新設住宅戸数（推計値含む）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年 (推計値)	平成18年 (推計値)	平均
新設住宅戸数	3,988	3,637	5,017	3,855	3,592	4,018

※推計値については、図5参照。

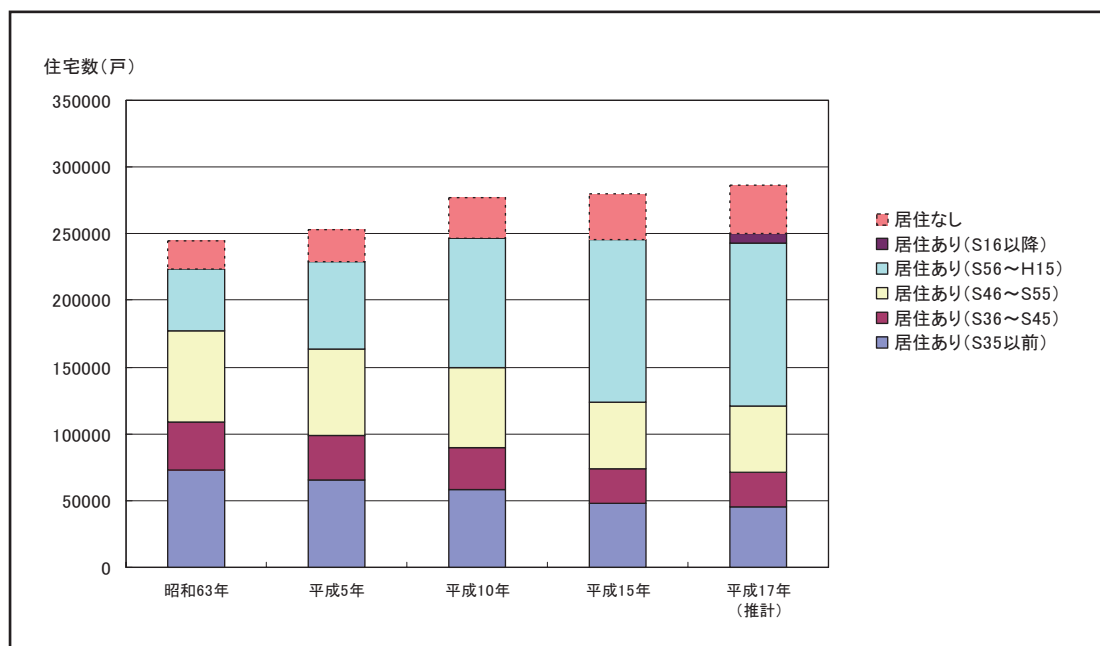


図1 住宅戸数の推計

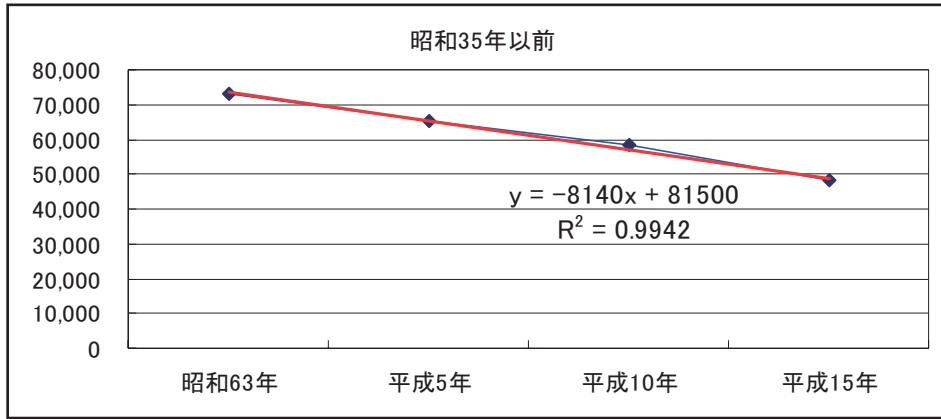


図2 昭和35年以前の住宅戸数のトレンド推計

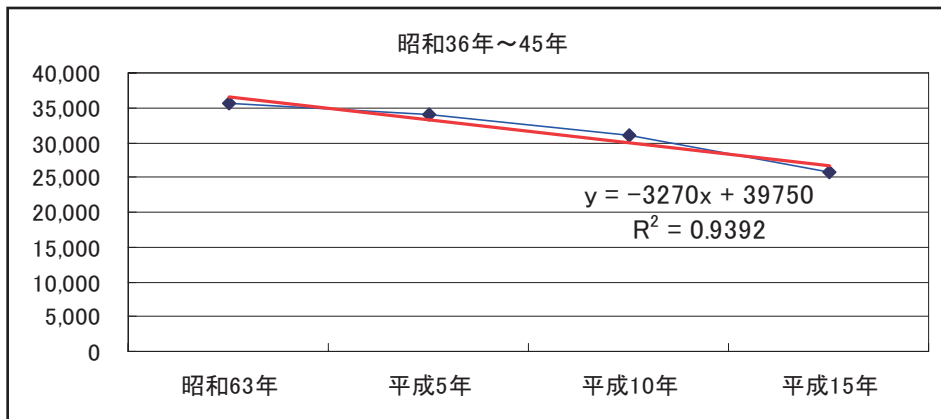


図3 昭和36年～45年の住宅戸数のトレンド推計

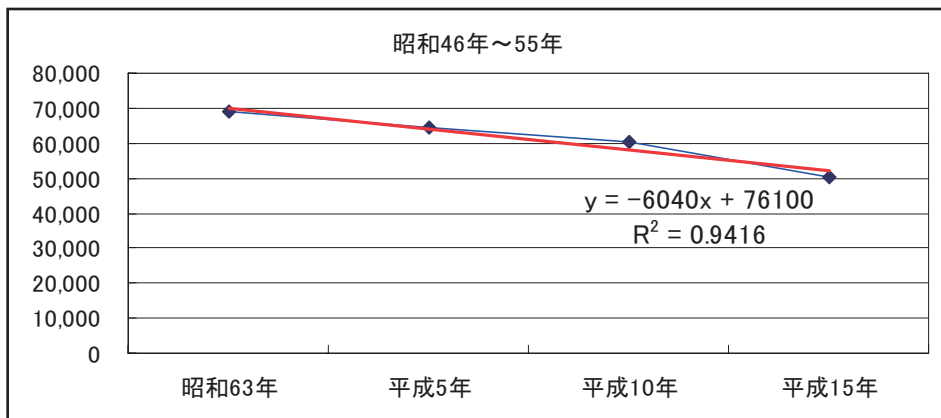


図4 昭和46年～55年の住宅戸数のトレンド推計

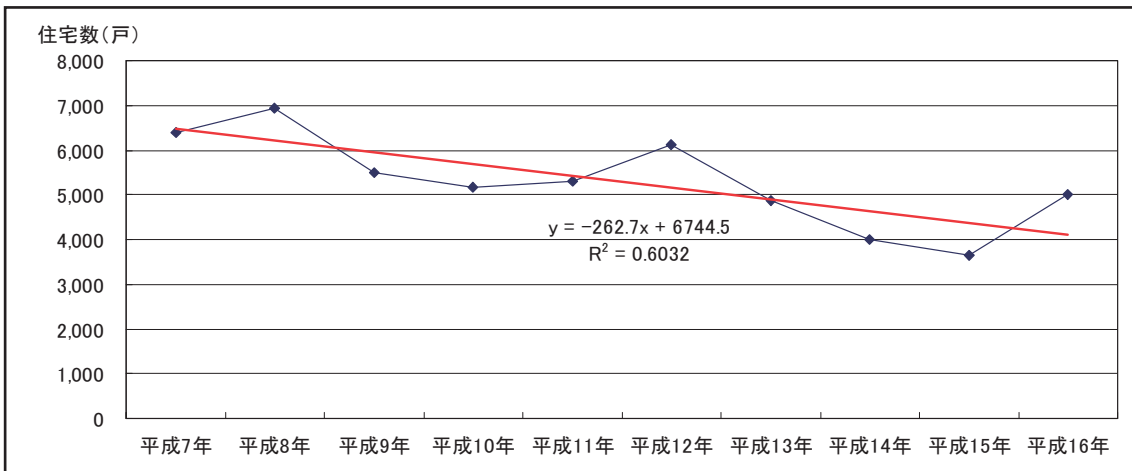


図5 新設住宅戸数のトレンド推計

4-1. 多数の者が利用する特定建築物

表4-1 多数の者が利用する特定建築物（全体）

用途	(単位：棟)																							
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	東出雲市	奥出雲市	飯南町	斐川町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	合計		
災害時の拠点となる建築物	513	115	266	156	130	108	58	130	13	61	14	24	12	11	42	38	15	12	6	4	4	46	1,774	
昭和56年6月以降	262	51	127	64	65	66	20	66	6	32	10	12	3	8	19	18	6	3	2	4	4	18	862	
昭和56年5月以前で耐震性有	35	6	18	6	5	9	9	9	1	2	1	0	4	1	9	3	0	1	0	0	0	3	122	
不特定多数の者が利用する建築物	116	19	77	28	25	10	13	10	5	6	2	11	3	2	7	5	0	1	4	1	4	1	8	353
昭和56年6月以降	67	12	46	13	9	3	8	4	1	3	2	6	3	0	4	2	0	1	2	1	2	1	6	193
昭和56年5月以前で耐震性有	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
特定多数の者が利用する建築物	442	100	203	72	18	30	28	22	15	3	5	23	10		5	5	2	0	6	1	13	1,003		
昭和56年6月以降	249	83	132	57	13	24	17	18	10	2	4	17	8	0	4	2	2	0	2	0	10	654		
昭和56年5月以前で耐震性有	79	7	13	1	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	
合計	1,071	234	546	256	173	148	99	162	33	70	21	58	25	13	54	48	17	13	16	6	6	67	3,130	
昭和56年6月以降	578	146	305	134	87	93	45	88	17	37	16	35	14	8	27	22	8	4	6	5	34	1,709		
昭和56年5月以前で耐震性有	118	13	31	7	9	9	11	9	4	2	1	0	4	1	9	3	0	1	0	0	0	3	235	

表4-2 多数の者が利用する特定建築物（公共）

用途	(単位：棟)																							
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	東出雲市	奥出雲市	飯南町	斐川町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	合計		
災害時の拠点となる建築物	435	94	229	140	116	101	51	124	11	59	13	21	10	11	38	37	14	12	6	4	4	41	1,567	
昭和56年6月以降	210	40	99	55	57	61	17	62	4	31	9	9	2	8	15	17	6	3	2	4	4	18	729	
昭和56年5月以前で耐震性有	31	6	18	6	5	9	8	8	1	2	1	0	4	1	9	3	0	0	0	0	0	3	115	
不特定多数の者が利用する建築物	12	4	18	6	8	3	6	4	1	3	2	3	2	1	3	2	0	1	2	1	2	1	4	86
昭和56年6月以降	8	4	12	4	6	0	5	2	0	2	2	2	2	0	1	2	0	1	2	1	2	1	4	60
昭和56年5月以前で耐震性有	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
特定多数の者が利用する建築物	202	47	102	42	12	11	9	17	8	2	3	13	9		2	5	2	0	5	1	6	6	498	
昭和56年6月以降	68	39	65	40	10	11	7	15	5	2	2	13	8	0	2	2	2	0	2	0	5	5	298	
昭和56年5月以前で耐震性有	74	7	13	1	2	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	
合計	649	145	349	188	136	115	66	145	20	64	18	37	21	12	43	44	16	13	13	6	51	2,151		
昭和56年6月以降	286	83	176	99	73	72	29	79	9	35	13	24	12	8	18	21	8	4	6	5	27	1,087		
昭和56年5月以前で耐震性有	106	13	31	7	7	9	10	8	4	2	1	0	4	1	9	3	0	0	0	0	0	3	218	

4-2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物

表4-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物

用途	（単位：棟）																						
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	東出雲町	真出雲町	飯南町	斐川町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	合計	
屋内貯蔵所	12	1	8	5	21	2	1	1	5	3	3	3	3	3	1	1	1	3	6	6	1	5	75
昭和56年6月以降	6	0	5	5	13	2	1	1	3	3	3	3	3	3	1	1	1	3	5	5	1	1	48
昭和56年5月以前で耐震性有	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
一般取扱所	1	0	2	5	2	22	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	34
昭和56年6月以降	1	0	2	2	1	6	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	14
昭和56年5月以前で耐震性有	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
工場	0	4	2	1	22	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
昭和56年6月以降	0	1	2	0	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
昭和56年5月以前で耐震性有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発電所	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11
昭和56年6月以降	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
昭和56年5月以前で耐震性有	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
火薬庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
昭和56年6月以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
昭和56年5月以前で耐震性有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
昭和56年6月以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
昭和56年5月以前で耐震性有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	7	12	11	47	24	9	5	18	18	0	5	5	5	2	2	1	3	6	6	1	10	163
昭和56年6月以降	13	3	9	7	25	8	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	0	3	5	5	1	4	90
昭和56年5月以前で耐震性有	1	0	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18

表4-4 危険物を貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物の耐震化の現状（危険物の種類別）

用途	（単位：棟）									
	建築物数									
	昭和56年5月以前の建築物数					耐震化率				
	耐震診断実施の建築物数	耐震性あり	耐震性なし	耐震性なし	耐震化率	耐震診断実施の建築物数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	耐震化率
	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率	耐震化率
合計	163	18	18	0	66	55	55	55	66	66
火薬類	3	0	0	0	67	1	1	1	67	67
1類（塩素酸塩類、硫酸塩類等）	2	0	0	0	100	0	0	0	100	100
2類（硫化りん、硫黄等）	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
3類（カリウム、ナトリウム等）	0	0	0	0	—	0	0	0	—	—
4類（ガンソリン、灯油、重油等）	156	70	18	0	67	52	52	52	67	67
5類（有機過酸化物、ニトロ化合物等）	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0

4-3. 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物

- 島根県内の緊急輸送道路は、第1次825km（43路線）、第2次796km（128路線）、第3次58km（26路線）の計1,679km（177路線）となっている。
- 県全体の通行を確保すべき道路沿いの建築物数は、573棟となっている。
- 地域別に見ると「浜田市」が144棟で一番多く、次いで「益田市」の90棟となっている。
- 機能区分別では「第1次」が57%、幅員別では6～12mが55%で最も多くなっている。
- 用途別に見ると一番多いのは「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」の185棟で、次いで「一般住宅」の145棟となっている。

表1 特定建築物一覧（通行を確保すべき道路沿いの建築物）

（単位：棟）

市町村別	特定建築物数								
	昭和56年5月以前の建築物数							耐震改修 未実施の 建築物数	耐震改修 未実施の 建築物数
	耐震診断 実施の建 築物数	耐震診断 実施の建築物数		耐震改修 実施の建 築物数	耐震診断 未実施の 建築物数	耐震改修 未実施の 建築物数			
耐震性あり		耐震性なし							
県全体	573	573	0	—	—	—	573	573	
松江市	15	15	0	—	—	—	15	15	
浜田市	144	144	0	—	—	—	144	144	
出雲市	33	33	0	—	—	—	33	33	
益田市	90	90	0	—	—	—	90	90	
大田市	39	39	0	—	—	—	39	39	
安来市	47	47	0	—	—	—	47	47	
江津市	23	23	0	—	—	—	23	23	
雲南市	30	30	0	—	—	—	30	30	
東出雲町	3	3	0	—	—	—	3	3	
奥出雲町	—	—	—	—	—	—	—	—	
飯南町	—	—	—	—	—	—	—	—	
斐川町	4	4	0	—	—	—	4	4	
川本町	24	24	0	—	—	—	24	24	
美郷町	50	50	—	—	—	—	50	50	
邑南町	21	21	0	—	—	—	21	21	
津和野町	11	11	0	—	—	—	11	11	
吉賀町	—	—	—	—	—	—	—	—	
海士町	6	6	0	—	—	—	6	6	
西ノ島町	2	2	0	—	—	—	2	2	
知夫村	2	2	0	—	—	—	2	2	
隠岐の島町	29	29	0	—	—	—	29	29	

表 2 (1) 地域別, 機能区分別, 幅員別通行を確保すべき道路沿いの特定建築物 (単位: 棟)

市町村	機能区分	幅員	建築物数	計	合計
松江市	第 1 次	12m以上	10	10	15
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	5	5	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
浜田市	第 1 次	12m以上	51	94	144
		6 ~12m	43		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	38	50	
		6 ~12m	12		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
出雲市	第 1 次	12m以上	13	16	33
		6 ~12m	3		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	8	17	
		6 ~12m	9		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
益田市	第 1 次	12m以上	24	73	90
		6 ~12m	49		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	2	9	
		6 ~12m	7		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	1	8	
		6 ~12m	7		
		6 m未満	0		
大田市	第 1 次	12m以上	2	8	39
		6 ~12m	6		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	1	12	
		6 ~12m	11		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	3	19	
		6 ~12m	16		
		6 m未満	0		
安来市	第 1 次	12m以上	21	23	47
		6 ~12m	2		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	6	23	
		6 ~12m	15		
		6 m未満	2		
	第 3 次	12m以上	0	1	
		6 ~12m	1		
		6 m未満	0		
江津市	第 1 次	12m以上	6	11	23
		6 ~12m	5		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	12	
		6 ~12m	5		
		6 m未満	7		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		

表 2 (2) 地域別, 機能区分別, 幅員別通行を確保すべき道路沿いの特定建築物 (単位: 棟)

市町村	機能区分	幅員	建築物数	計	合計
雲南市	第 1 次	12m以上	6	16	30
		6 ~12m	10		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	7	14	
		6 ~12m	7		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
東出雲町	第 1 次	12m以上	1	1	3
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	2	
		6 ~12m	2		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
奥出雲町			—	—	—
飯南町			—	—	—
斐川町	第 1 次	12m以上	0	3	4
		6 ~12m	3		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	1	
		6 ~12m	1		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
川本町	第 1 次	12m以上	0	24	24
		6 ~12m	24		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
美郷町	第 1 次	12m以上	6	33	50
		6 ~12m	23		
		6 m未満	4		
	第 2 次	12m以上	0	16	
		6 ~12m	11		
		6 m未満	5		
	第 3 次	12m以上	0	1	
		6 ~12m	1		
		6 m未満	0		
邑南町	第 1 次	12m以上	1	5	21
		6 ~12m	4		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	13	
		6 ~12m	13		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	3	
		6 ~12m	1		
		6 m未満	2		

表 2 (3) 地域別, 機能区分別, 幅員別通行を確保すべき道路沿いの特定建築物 (単位: 棟)

市町村	機能区分	幅員	建築物数	計	合計
津和野町	第 1 次	12m以上	0	0	11
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	11	
		6 ~12m	5		
		6 m未満	6		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
吉賀町			—	—	—
海士町	第 1 次	12m以上	0	0	6
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	6	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	6		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
西ノ島町	第 1 次	12m以上	0	0	2
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	2	
		6 ~12m	2		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
知夫村	第 1 次	12m以上	0	0	2
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	0	2	
		6 ~12m	2		
		6 m未満	0		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
隠岐の島町	第 1 次	12m以上	10	10	29
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
	第 2 次	12m以上	2	19	
		6 ~12m	16		
		6 m未満	1		
	第 3 次	12m以上	0	0	
		6 ~12m	0		
		6 m未満	0		
県全体	第 1 次		—	327	573
	第 2 次		—	214	
	第 3 次		—	32	
		12m以上	224	—	573
		6 ~12m	316	—	
		6 m未満	33	—	

表3 通行を確保すべき道路沿いの特定建築物一覧（地域別、用途別）

(単位：棟)

用途	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	東出雲町	奥出雲町	飯南町	斐川町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の町	合計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 上記以外の学校				1										1									1
体育館（一般公共の用に供されるもの）									1														1
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設															1								1
病院、診療所		4	1	1	1		1						1				2						11
劇場、観覧場、映画館、演芸場			1																				1
集会場、公会堂		1			2	1	1																5
展示場																							0
卸売市場																							0
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5	54	14	36	18	11	11	7					9		4	4						12	185
ホテル、旅館	2	2	1	5										1		1						1	13
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	1	3	2				1					1										1	9
事務所	4	22	10	12	4	9	1	4	1			1	2		2	2		1	1			4	80
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの																							0
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																					1		3
幼稚園、保育所		2																					0
博物館、美術館、図書館																							0
遊技場	1																						1
公衆浴場														1									1
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	1	8		3	2	4	1	1														1	21
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1	10	1	10	6	1	1	1					2			1						2	35
工場危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。		2	3	9	3	4	1	9	1			2	1		3	1							39
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの																						3	3
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設																							0
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		1				2							1	1						1			6
一般住宅		35	2	11	3	15	6	8					8	44	6			5		1		5	149
農業関連施設													2	5									7
合計	15	144	33	90	39	47	23	30	3	0	0	4	24	50	21	11	0	6	2	2	29	573	

5-1. ヒアリング調査票

日時	
ヒアリング先	対応者：
場所	
ヒアリング者	

Q7. Q6で「要改修」とお答えの方にお聞きします。耐震改修工事を行いますか。それ以外の方にお聞きします。仮に耐震診断を受けたとして「要改修」の判定が出た場合、耐震改修を行いますか。ただし、Q6で「安全」とお答えの方はよろしいです。

- ① 行う
- ② 行わない

Q8. Q7で「行う」とお答えの方にお聞きします。理由を教えてください。

- ① 信頼できる建築業者を知っているから
- ② 経済的に余裕ができたから
- ③ 従業員やお客様の命が大切だから
- ④ 地震時にも事業活動を停止できないから
- ⑤ その他 ()

Q9. Q7で「行わない」とお答えの方にお聞きします。理由を教えてください。

- ① 耐震改修こうじのために事業活動を停止できないから
- ② 信頼できる建築業者を知らないから
- ③ 経済的に余裕がないから
- ④ 今までの地震で被害を受けていないから
- ⑤ 近々建替えの計画があるから
- ⑥ その他 ()

Q10. Q7で「行わない」とお答えの方にお聞きします。補助制度があったら耐震改修工事を行いますか。

- ① 行う
- ② 制度の内容による
- ③ 行わない

Q1. 耐震診断を受けられていますか。

- ① 受けている
- ② 受けていない

Q2. Q1で「受けていない」とお答えの方にお聞きします。今後受ける予定はありますか。

- ① ある
- ② ない

Q3. Q2で「ある」とお答えの方にお聞きします。

いつ : ()

補助制度の利用 : ① 利用する ② 利用しない

Q4. Q2で「ない」とお答えの方にお聞きします。受けない理由を教えてください。

- ① 事業活動を停止することができないから
- ② 信頼できる建築業者を知らないから
- ③ 経済的に余裕がないから
- ④ 今までの地震で被害を受けていないから
- ⑤ 近々建替えの計画があるから
- ⑥ 耐震診断が信用できないから
- ⑦ 地震保険に入っているから
- ⑧ その他 ()

Q5. Q2で「ない」とお答えの方にお聞きします。補助制度があったら耐震診断を受けますか。

- ① 受ける
- ② 制度の内容による
- ③ 受けない

Q6. Q1で「受けている」とお答えの方にお聞きします。

いつ : ()

補助制度の利用 : ① 利用した ② 利用していない

診断結果 ① 安全 ② 要改修

5-2. アンケート調査票

県所属部課名			
市町村名・所属部課名			
担当者氏名	連絡先	TEL ()	メール ()

I 所有建築物の耐震化の取り組み状況について

Q1. 耐震化を進めるための事業実施計画等を策定していますか。該当する番号に○印で記入してください。策定されている場合は、その計画書を添付してください。

- ① 策定している 名称：()
- ② 策定していない

Q2. 耐震化を進めるための担当部局を設けていますか。該当する番号に○印で記入してください。

- ① 設けている
- ② 設けていない
- ③ 設ける予定

①、③の場合は、部局名・担当者数を記載してください。

部局名： 担当者数：

—以上—

Q3. 所有建築物の耐震化の実績についてお答えください。
年度ごとに耐震診断・耐震改修の施設名、実績棟数、実施方法について下表に記入してください。

年 度	耐震診断		耐震改修	
	施設名	実績 (棟)	施設名	実績 (棟)
H12年度以前				
H13年度				
H14年度				
H15年度				
H16年度				
H17年度				
H18年度				

※ 実施方法の欄には、補助・単独の別を記入してください。また、補助を利用されている場合は補助名を記入してください

Q11. 耐震診断・耐震改修を行うに当たっての行政への要望事項について

- ① 耐震診断制度の充実
- ② 耐震改修工事費の補助制度
- ③ 無料相談会などの相談窓口の充実
- ④ 専門家・事業者の育成
- ⑤ 耐震診断制度などのPR
- ⑥ 安い工事費用での補強工事方法の開発
- ⑦ 信頼できる専門家、事業者の明確化
- ⑧ 補助制度を利用する際の窓口の一本化
- ⑨ その他 ()

Q12. 耐震改修工事を行った(行う予定)の方にお聞きます。耐震改修工事とあわせて増改築を行いましたか(行いたい)か。

- ① 行った(行いたい)
- ② 行っていない(行わない)

Q4. これまでの耐震化の取り組みついて問題点等があれば下欄に記載してください。

例) 計画どおり実施できなかった理由
耐震改修に取り組みなかつた理由など

Q5. 今後 10 年間について耐震化の取り組み予定はありますか。あれば下欄に施設名、予定棟数、実施方法について記入してください。

年 度	耐震診断		耐震改修	
	施設名	予定 (棟)	施設名	予定 (棟)
H19 年度～ H21 年度				
H22 年度～ H24 年度				
H25 年度～ H27 年度				

※ 実施方法の欄には、補助・単独の別を記入してください。また、補助を利用される場合は補助名を記入してください

Q6. 今後耐震化を進めるに当たつての課題は何ですか。下欄に内容を記入してください。

Q7. 耐震化を行うに当たつての補助制度を知っていますか。該当する番号に○印で記入してください。

- ① 知っている
- ② あることは知っているが、内容までは知らない
- ③ 知らない

Q8. 耐震化を進めるに当たり、国・県又は他部局等に要望がありますか。あれば下欄に記載してください。

Q5. 自由意見

ご協力ありがとうございました。

Q4. 今後の耐震診断・耐震改修支援事業についてお聞きます。

(1) 今後、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を促進するために必要な取り組みは何か。該当する番号すべてに○印を記入してください。

- ① 相談体制の整備
- ② 情報提供の充実
- ③ 助成制度の充実
- ④ 税制の優遇
- ⑤ 耐震改修工法の技術開発
- ⑥ 普及啓発活動
- ⑦ 目標設定による計画的な取り組み
- ⑧ 地域での取り組み支援
- ⑨ 増改築にあわせた耐震化の薦め
- ⑩ 専門家・事業者の講習会
- ⑪ 専門家・事業者の登録・紹介制度
- ⑫ 関係団体による推進協議会の設置
- ⑬ その他 ()

(2) (1) で選択された項目についての今後の具体的な取り組み内容を下表に記入してください。

項 目	今後の具体的な取り組み内容

(3) 今後の具体的な取り組みを行うに当たっての課題は何か。下欄にその内容を記載してください。

(4) 今後の具体的な取り組みを行うに当たって国・県又は他部局等に要望がありますか。あれば下欄に記載してください。

6-1. 島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会等の開催概要

■検討委員会

月 日	名 称	内 容
10月11日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定建築物の現状について ・地震防災マップの作成方法について ・ヒアリング・アンケート調査の実施方法について
11月24日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定建築物の耐震化に向けての問題点と課題について ・地震防災マップの作成状況について ・耐震化の目標設定（案）について ・耐震化の促進施策（案）について
12月26日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県建築物耐震改修促進計画（案）について ・今後のスケジュールについて （パブリックコメント、計画策定及び公表の時期）

■幹事会

月 日	会 議 名 称	内 容
10月11日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討委員会に併せて開催
11月16日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング・アンケート調査結果について ・耐震化の目標設定（素案）について ・耐震化の促進施策（素案）について
12月19日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県建築物耐震改修促進計画（素案）について ・今後のスケジュールについて （パブリックコメント、計画策定及び公表の時期）

■連絡会議

月 日	会 議 名 称	内 容
8月18日	第1回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物の実態調査について （調査機関、調査方法等）
11月 2日	第2回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング・アンケート調査の状況について ・耐震化の目標設定（検討案）の提示 ・耐震化の促進施策（検討案）の提示

6-2. 島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画としての「島根県建築物耐震改修促進計画」を策定するにあたり、計画に定める耐震化の目標及び施策等を検討するため、島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関すること。
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること。
- (3) 建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること。
- (4) 建築基準法による勧告又は命令等の実施方法に関すること。
- (6) 施策実施主体の連携と役割分担のあり方に関すること。
- (5) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること。

(組織)

第3 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから島根県土木部長が指名する。

(運営)

第4 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第5 委員会には、関係部局の連携により委員会の審議を円滑に進めるため、別表2に掲げる島根県庁内関係課長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会の代表幹事は建築住宅課長が努め、幹事会を主宰する。
- 3 幹事会には、その所掌事項について、具体的な調査検討作業等を行わせるため、ワーキンググループを設置する。
- 4 ワーキンググループに関する事項は、建築住宅課長が別に定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、島根県土木部建築住宅課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月28日から施行する。

別表1（第3関係）

島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
早稲田大学	教 授	村 上 雅 也	耐震工学（委員長）
米子工業高等専門学校	〃	熊 谷 昌 彦	建築・都市計画（副 〃）
(社)島根県建築士会	会 長	安 藤 隼 人	建築業界団体
(社)島根県建築設計事務所協会	〃	小 草 伸 春	〃
(社)島根県建築技術協会	〃	持 田 貞 義	〃
(社)島根県住まいづくり協会	〃	都 間 隆	〃
(社)島根県宅地建物取引業協会	副会長	宮 田 弘	〃
しまね住宅問題研究会	代 長	塩 田 洋 三	住宅研究団体
国土交通省中国地方整備局	都市・住宅整備課長	山 口 陽	国行政
松江市	都市計画部長	森 秀 雄	市町村行政
浜田市	建設部長	廣 瀬 虎 雄	〃
島根県	政策企画局長	三 宅 克 正	県行政
〃	土木部長	伊 藤 慶 幸	〃

(順不同)

要綱第4第3項に基づく助言者名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
松江工業高等専門学校	助 教 授	淺 田 純 作	土木計画・災害社会学

別表2（第5関係）

島根県建築物耐震改修促進計画策定検討委員会幹事会名簿

部 名	幹 事 名	部 名	幹 事 名
政策企画局	政策企画監	健康福祉部	障害者福祉課長
総務部	総務課長	商工労働部	商工政策課長
〃	管財課長	土木部	土木総務課長
〃	営繕課長	〃	道路維持課長
〃	消防防災課長	〃	砂防課長
環境生活部	消費生活室長	〃	建築住宅課長
健康福祉部	地域福祉課長	教育庁	教育施設課長
〃	医療対策課長	〃	福利課長
〃	高齢者福祉課長	警察本部	会計課長
〃	青少年家庭課長		

(順不同)

6-3. 島根県建築物耐震改修促進計画策定連絡会議設置要綱

(目的)

第1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画としての「島根県建築物耐震改修促進計画」を策定するにあたり、建築物の耐震化に係る情報収集及び施策推進上の連絡調整等を図るため、島根県耐震改修促進計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 島根県建築物耐震改修促進計画の策定に必要な情報の収集及び提供
- (2) 島根県建築物耐震改修促進計画の策定に関する意見の提出及び提案
- (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策推進に係る連絡調整
- (4) その他第1に掲げる目的を達するために必要な事項

(組織)

第3 連絡会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 議長は、島根県土木部建築住宅課長をもって充てる。

(運営)

第4 連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6 連絡会議の庶務は、島根県土木部建築住宅課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行する。

別表（第3関係）

島根県建築物耐震改修促進計画策定連絡会議名簿

所 属	役 職	所 属	役 職
松江市建築指導課	課 長	島根県総務部総務課	G L
浜田市建築住宅課	〃	〃 〃 管財課	〃
出雲市建築管理課	〃	〃 〃 営繕課	〃
益田市建築課	〃	〃 〃 消防防災課	〃
大田市建築住宅課	〃	〃 健康福祉部医療対策課	〃
安来市建築住宅課	〃	〃 〃 高齢者福祉課	〃
江津市都市計画課	〃	〃 〃 青少年家庭課	〃
雲南市都市建築課	〃	〃 〃 障害者福祉課	〃
東出雲町産業建設課	〃	〃 土木部道路維持課	〃
奥出雲町総務課	〃	〃 〃 砂防課	〃
飯南町建設課	〃	〃 教育庁教育施設課	〃
斐川町土木下水道課	〃	〃 〃 福利課	〃
川本町住民課	〃	〃 警察本部会計課	係 長
美郷町住民福祉課	〃	〃 隠岐支庁県土整備局	企画幹
邑南町建設課	〃	〃 松江県土整備事務所	課 長
津和野町建設課	〃	〃 雲南県土整備事務所	企画幹
吉賀町建設課	〃	〃 出雲県土整備事務所	課 長
海士町交流促進課	〃	〃 県央県土整備事務所	企画幹
西ノ島町地域整備課	〃	〃 浜田県土整備事務所	課 長
知夫村建設課	〃	〃 益田県土整備事務所	課 長
隠岐の島町建築課	〃	〃 土木部建築住宅課	課 長
		〃 〃	管理監
		〃 〃	G L
		〃 〃	主 幹

7-1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

- 第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
 - 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7-2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

7-3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

○国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負

傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち、約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。都道府県耐震

改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年まで沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道

府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

7-4. 都道府県耐震改修促進計画の作成の手引き

平成18年7月31日改訂

都道府県耐震改修促進計画は、施行後半年、遅くとも1年以内（平成18年中）を目途に策定してください。また、市町村耐震改修促進計画については、少なくとも所管行政庁である市町村については必ず策定するようにしてください。

なお、耐震改修促進計画策定のために要する費用については、住宅・建築物耐震改修等事業の活用が可能となっています。この事業では、耐震診断及び耐震改修に対する補助のほか、地震防災マップの作成、相談体制整備、講習会開催、技術者の育成、パンフレット作成、情報提供（事業者情報、概算工事費、事例集）、地域における地震防災活動支援等の事業についても補助の対象となっています。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の記載例

○ 想定される地震の規模、想定される被害の状況

地域の状況を踏まえ、発生が指摘されている地震について、地震の規模、人的被害・建築物被害の想定等を記載することが考えられます。

○ 耐震化の現状

住宅・土地統計調査、建築着工統計等を活用し、年代別の戸数（棟数）、耐震診断の結果等をもとに、耐震化の現状を記載します。また、耐震診断・改修等に係る補助、融資等を実施している場合は、その実績等を記載することが考えられます。

○ 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案して目標を設定します。目標の設定については、可能な限り、住宅、学校、病院等建築物（民間の学校、病院等を含みます。）の用途ごとに目標を設定します。

また、定めた目標については、一定期間ごと（例えば3年ごと）に検証することとし、その旨を耐震改修促進計画に記載します。

目標の設定に当たっては、防災部局、衛生部局、教育委員会等の関係部局と十分に連携を図って下さい。また、市町村の目標との整合を図るため協議会を設置する等の取り組みを行うことも考えられます。

なお、基本方針で定めた国の目標は、改正前の特定建築物（1000㎡以上かつ階数が3を超えるもの）についてのものです。今後、各都道府県の耐震改修促進計画の目標等を参考に見直しを行うことを予定しています。

○ 公共建築物の耐震化の目標

学校、病院、庁舎等の公共建築物について、今後、速やかに耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを設定します。

この際、公共建築物と併せて民間の学校、病院等についても速やかに耐震診断を実施し、その結果の公表に努める必要がありますので、所管行政による民間の学校、病院等に対する指導・助言等の実施について記載することが考えられます。

また、公営住宅の耐震化の目標については、公営住宅の耐震化の推進について（平成18年4月28日付け国住整第31号、国住指第482号）で「1. 都道府県耐震改修促進計画等においては、公営

住宅についても、具体的な耐震化の目標を設定すること。その際、各都道府県等で設定する住宅全体の耐震化の目標を勘案しつつ、自ら管理する公営住宅については、目標値や目標期間の設定について、前向きに対応すること。」と通知しているところであり、関係部局と連携して前向きに検討してください。

なお、公表は基本的には施設管理者が行うべきですが、市町村の施設については、都道府県がその実態把握に努め、必要に応じて都道府県が取りまとめて公表するなど、地域の状況に応じて適宜判断して取り組みを行ってください。

また、整備プログラムは、重点化を図りながら着実な耐震化を進めるため、年次計画として定めたり、個別の建築物の耐震化の時期を定めたりすることなどが考えられます。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

○ 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の所有者等と都道府県・市町村、都道府県と市町村との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取り組み方針について定めます。また、具体的な支援策（耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等）の方針に加え、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備（都道府県内の全ての市町村における相談窓口の設置、事業者情報等の情報提供の充実）の方針、地震時の総合的な安全対策（ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策等）に関する方針等を記載します。

また、市町村が実施する事業に対する支援の方針、重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方、優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針、地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針、都市再生機構又は地方住宅供給公社の活用方針等についても適宜、記載して下さい。

○ 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

都道府県が、建築物の所有者等に直接又は市町村を通じて行っている補助、融資等の支援策の概要について記載します。（住宅・建築物耐震改修等事業を活用する場合には、実施する事業の具体的な内容、実施計画等について記載しなければなりませんので注意してください。）

○ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。このため、相談体制の整備及び情報提供の充実、専門家や事業者に対する講習会等の開催及び受講者の登録・紹介体制の整備、専門家の派遣による工事内容の検査等の事業の実施が考えられますが、これらの事業の概要について記載することが考えられます。

○ 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等も含めた総合的な安全対策に関する事業について、市町村、関係団体との役割分担も含めて記載することが考えられます。

特に、平成18年4月18日に「エレベーターの地震防災対策の推進について」が社会資本整備審議会建築分科会から報告されたことを踏まえ、同報告3、早急に講ずべき施策に盛り込まれた事項についても計画に位置づけることが考えられます。

○ **地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項**

耐震改修促進法第5条第3項第1号の道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を指定します。具体的には、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路、その他密集市街地内の道路等を記載することが考えられます。

このうち、特に重要な緊急輸送道路（災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路）については、「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として記載しなければなりません。これは、住宅・建築物耐震改修等事業において、緊急輸送道路の沿道の建築物として補助率のかさ上げを適用するためには、都道府県耐震改修促進計画において「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として位置づけていることを要件としているためですので十分に注意してください。

耐震改修促進法第5条第3項第1号の道路の指定に当たっては、市町村の地域防災計画や市町村耐震改修促進計画との整合性に留意する必要がありますので、市町村と十分に連携を図って下さい。また、特に重要な緊急輸送道路の選定に当たっては、地震時の道路ネットワークの確保の観点から、道路部局と連携して対応するようにしてください。

○ **特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項**

耐震改修促進法第5条第3項第2号の特定優良賃貸住宅に関する事項として、適用する地域、対象住宅等の考え方について記載することが考えられます。また、その他の公共賃貸住宅についても、活用できるものについては可能な限り記載するようにしてください。

○ **都市再生機構又は地方住宅供給公社による耐震診断・改修に関する事項**

耐震改修促進法第5条第3項第3号の都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による耐震診断・改修に関する事項として、機構等が耐震診断・改修を行う地域、建築物の種類等について記載することが考えられます。なお、都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意することとされていますが、これは、民間事業者による耐震診断及び耐震改修の業務を圧迫しないようにというものです。

○ **地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策**

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用することが考えられます。この場合に、実施する事業の概要などを記載することとなります。

このうち、特に、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業については、都道府県耐震改修促進計画等に位置づけることが補助の要件となっていますので十分に注意して下さい。（詳細については「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業制度要綱」、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業実施要領」を参照してください。）この場合、砂防部局と連携を図り、事業を実施する場所や整備する主な施設等を記載することが考えられます。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

○ **地震ハザードマップの作成・公表**

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成について記載します。

地震防災マップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとする必要があります。なお、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとは、例えば、50mメッシュや町丁目等による区域の区分が考えられますが、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分となるようにしてください。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震防災マップの作成についても取り組むことが重要です。

なお、今後3年間（平成20年度まで）で、全ての市町村において、地震による揺れやすさがわかる地震防災マップの作成・公表が行われるようにしてください。

○ 相談体制の整備及び情報提供の充実

所有者等からの相談体制の整備（全ての市町村に相談窓口を設置など）、情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等について記載します。

○ パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成等の事業、都道府県・市町村が行う広報活動（住宅月間、建築防災週間、防災週間等の期間における集中的な実施）、家具等の転倒防止対策等について、市町村及び関係団体との協力・連携方策も含めて記載します。

例えば、パンフレットの作成については、単に作成することを記載するのではなく、作成したパンフレットを専門家が全戸に配布して耐震診断の実施を促す等、具体的に取り組む事業を記載することが考えられます。

○ リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的です。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもあります。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携策等について記載します。例えば、耐震改修を促進するための地域の協議会にリフォーム事業者の参画を求めること、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供を行うことなどが考えられます。

○ 町内会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが考えられます。耐震改修促進計画では、市町村との役割分担も含め、町内会やNPO等との連携策について記載することが考えられます。

4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

○ 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、公表すべきであるとしています。

こうした指導等を今後どのように実施していくかについては、これまでの耐震改修に対する取

り組み、地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により、その方針は所管行政庁ごとに異なるものと考えられます。さらに、指示、公表や建築基準法による勧告、命令等を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされます。

このため、都道府県耐震改修促進計画において、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について記載します。市町村具体的には、防災拠点としての重要性、建築物の利用者数、耐震性の状況等を判断材料とすることが考えられます。また、公表の方法についても、公報やホームページを活用するなど、あらかじめその方法について定めておきます。

○ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきとしています。

この建築基準法の勧告、命令制度についても、その実施に当たっては明確な根拠が必要であり、都道府県耐震改修促進計画において、所管行政庁によるその実施の考え方、方法等について記載します。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○ 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

中央防災会議で決定された「地震防災戦略」においては、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされています。こうしたことを踏まえ、市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において策定されることが望ましいこととしたところですが、少なくとも所管行政庁である市町村にあっては、耐震改修促進計画を策定してください。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、基本方針や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成します。

なお、都道府県耐震改修促進計画においては、市町村が耐震改修促進計画を定めるにあたって参考となる事項を記載します。

○ 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

市町村、関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び協議会が行う事業の概要等について記載することが考えられます。

○ その他

地域の状況に応じ、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため住宅性能表示制度の活用促進に関する事業、地震保険の加入促進に資する普及啓発事業等について記載することが考えられます。

7-5. 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

7-6. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物